

## 特定生産緑地の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

### 1, 指定予定地区内訳

- (1) 指定予定地区数：6地区
- (2) 指定予定筆数：35筆
- (3) 指定予定面積：約2.2ha（21,827㎡）

